2022 年度第 2 回 NGO-JICA 協議会議事録 (要旨)

日時: 2023年3月14日15:00~17:00

場所:オンラインおよび JICA 本部(竹橋)

出席者: NGO 等 40 名、JICA45 名、オブザーバー(外務省)参加3名

標記会議を開催したところ、概要は以下の通り。

1. 開会挨拶

JICA 井倉理事:

- 昨年 12 月に安全管理部、調達・派遣業務部、人事部の一部(労務及び福利厚生業務)、国内事業部を担当する理事として就任した。2017 年から 2018年までは国内事業部に所属していおり、NJ協議会の地方開催等への参加もした。
- 昨年は草の根技術協力事業が始まり20年であった。我々を取り巻く環境も 随分変わってきた。コロナ禍、ウクライナ侵攻、トルコ・シリア地震などで かなり大きな変化があると感じている。
- 日本を見ても、国際協力よりも内向きなところに関心がいきがちと思う。一方で、コロナ禍もあって不連続な変化に対する許容度が高くなっている。従来のやり方から共創の世界に舵を切りつつある。伝統は大切にしながらも過去の経緯にとらわれない未来志向の前向きな議論ができれば良い。

外務省 国際協力局民間援助連携室 松田室長:

- 本日の議事次第を拝見するところ、障害者権利条約、世界保健医療イニシア ティブなど非常に興味深い議題が目白押しとなっている。
- G7 広島サミット (5 月開催予定)、C7 サミット (4 月開催予定) に関連した 議題が取り上げられており、外務省も準備を進めている最中。C7 を日本で 実施することは NGO の皆様にとって意義深いことであると思料する。様々 なアイディアやご意見を聞き、更に NGO の皆様との連携を深めていきたい。

【報告】NGO の人材確保と JICA の国際キャリア総合情報サイト PARTNER

(議題提案: JICA 人事部 開発協力人材室)

JICA:

● NGO の人材確保のお役に立てればと思い、JICA の国際キャリア総合情報サイト PARTNER を案内する。

- PARTNER は、国際社会での活躍を目指す人材と国際社会で活躍できる人材を求める NGO や企業等を結びつけ、最新の「学び」、「つながり」、「仕事」に関する情報を提供する国際キャリア総合情報サイトである。
- JICA だけではなく NGO、企業、国際機関開発コンサルティング企業、自治体なども求人や、イベント等の掲載が可能。国際協力業界全体への裨益を目的に設置したサイトである。
- 団体登録は無料、登録団体は 2000 以上、個人の方は 6 万人以上登録、NGO へのプロフィール公開者は 15,000 人以上、JICA 海外協力隊経験者は 10,000 人以上登録している。どういう人に連絡を取りたいのか、自分の居住している地域の人にセミナーお知らせしたいのか等、条件を設定してコンタクトをとることも可能。登録者個人を特定できない形式であるが、年齢、居住地、語学、アピール事項の情報が PARTNER で閲覧できる。「是非セミナーに来て欲しい」とか、関心を持ってもらいたい個人、あるいは個人が所属する団体にオファーメールを出す機能もある。
- キャリア図鑑のページには、NGO や NGO 以外の団体等で活躍されている 方の記事を多々掲載している。NGO に関心をもった経緯や今の仕事のやり がいについてインタビューした情報を載せている。NGO で働く先輩方がど のようなキャリアを歩んで来たのか参考になると思う。
- 国際協力業界に入ることに躊躇しているような方に対しても、キャリアを生かして活躍するためのヒントを与えられるようなセミナー等を開催している。
- 来年度第一四半期に求人票の書き方セミナーを開催予定。どういう風に求人 ポストを設定すればよいのかなどをセミナーで取り上げるので是非参加し てほしい。
- 3. 【協議】障害者権利条約の日本に対する勧告と今後の国際協力のあり方 (議題提案:認定 NPO 法人 DPI 日本会議 降幡常任委員)

NGO:

● 2022 年 8 月に障害者権利委員会と日本政府の建設的対話(対日審査)が初めて実施され、同年 9 月に総括所見が示された。障害者権利条約第 32 条(国際協力)に関する事項では、JICA も関わる国際協力についての提言がなされている。障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約で、2006 年の 10 月に国連で採択され、日本政府は 2007 年に署名、2014 年に批准した。署名から批准まで時間

が空いたのは、批准に先立って、国内法を整備するためであった。

- 第32条のポイントは、開発協力を行う上で、関連のある国際的および地域的な機関に並び、市民社会(特に障害者の組織や団体)と連携して、効果的な措置を取る開発協力を行っていくことである。必要な場合には、技術援助や経済援助を提供する。国際協力に参加して行く上で障害を持つことが不利にならないような合理的な配慮を入れていくことがこの条約の中で記載されている。この条約については、基本的に批准後3年間で締約国は報告書を提出し、その後、国連の権利委員会から質問が出て、それに対する質問について締約国政府は回答し、そしてジュネーブで建設的対話を行う。その建設的対話に基づき、2022年9月、権利委員会から締約国政府である日本への総括所見という勧告が出された。
- この一連の流れで、政府と権利委員会のやりとりのみならず、市民社会側、 特に障害当事者団体からのインプットをパラレル・レポートという形で国連 に提出し、総括所見への参考としてもらっている。
- 障害者権利委員会は勧告の中で、国際協力事業において障害が完全に主流化されておらず、関連する戦略および計画が、障害者団体との緊密な協議の上で障害の人権モデルに基づき策定されていないことへの懸念を示している。
- 開発において、障害者が開発の中の一つのターゲットとなることがあるが、 単なるターゲットではなく、やはりそこに参加して行くべき主体であるとい うことが重要。ただ、その場合には、障害があることで参画が不利にならな いような合理的配慮が必要。
- 例えば、非常に深い知見を持っている人に重度の障害があり、介助者が必要な場合、介助者費用をプロジェクトの予算に含めてしまうと、その分だけプロジェクトに回せるお金が減ってしまい、プロジェクトそのものが縮小してしまうということが起き、障害のない人がプロジェクトに関わった場合と比較して、障害のあることが参画に際して不利となる。
- 事業での合理的配慮の推進が非常に大事で、草の根技術協力事業に関する経理ガイドライン(2021年8月)では、この業務従事者等の合理的配慮にかかる経費の取り扱い(介助者の航空賃や日当・宿泊料等)が入っている。
- この経理ガイドラインが、単に草の根技術協力事業のみに適用されるのか、 それとも他の JICA の事業の中で、あるいは外務省の事業でもこれが適用されるのかどうか関心がある。全事業を通じて合理的配慮が提供される、徹底 される仕組みづくりが大事。
- 様々な障害当事者が JICA の職員、専門家あるいは海外協力隊等として活躍 する環境づくり等が重要。これが単なる意識の問題ではなく、JICA のガイ ドラインとして整理されることを期待。また、その中で障害を理由としてで

きないことを線引きする等といった差別的な取り扱いは撤廃してほしい。また、このような枠組みを作る時、障害者当事者団体との協議を踏まえ、権利 条約に則って適切なものか、考えていくことが大事。

- 障害者当事者の参加に加え、案件そのものが障害インクルーシブなものか、 障害を主流化したものか、案件の内容が障害者権利条約と整合的かが重要な ポイントになる。
- インフラや建物、サービスについては、例えばハード、ソフトの両面でさまざまな障害にとってアクセシブルか、「車椅子の方だったら利用できるが、視覚障害の人は実は利用しようとしても困難が生じる」、「聴覚障害の人が必要な情報を得られない」、「知的障害の人は何か困ってしまった時にどこ行ったらいいかわからなくなってしまう」とかではなく、様々な障害者にとってアクセシブルという点が大切。
- 障害者権利条約 19 条では障害者の地域における生活の推進について記載されている。障害者を収容する施設や、精神障害者を長期収容するような病院等を開発協力の中で作ってないか、といった確認が重要になる。
- 障害者権利条約 24 条ではインクルーシブ教育の推進について記載されている。例えば、日本の国際協力において、障害者の分離を進める教育支援を行っていないか、は重要な確認ポイントになる。
- JICA でも、こういった条約を含め障害の主流化を進めていると思うが、今後どうしていくかを協議できればよい。

- 「組織としての障害主流化」と「事業における障害主流化」の二つの柱に分けて説明する。
- 組織としての障害主流化は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定め、それに基づき JICA 内各部署に障害者差別解消推進担当者を設置している。また、総務部等に障害者の差別解消推進の相談窓口を設けている。
- また、ポータルサイト (Diversity and inclusion 障害者差別解消の推進)も設けており、JICA で働いている障害者、JICA 事業に参画、あるいは JICA が実施するイベント等に参加いただく障害者の方々に対する合理的配慮や情報保障の実例、マニュアル等を用意している。各職員がサイトで確認して、自主的に対応できるような体制を整えている。
- 事業における障害主流化は、有償資金協力事業においては案件計画段階で人間開発部が中心となって障害関連事項の検討を進めている。また、昨年度グローバル・アジェンダの「社会保障・障害と開発」を策定し、事業の面での

障害主流化をさらに進めていくことを示した。さらに、昨年の 12 月から障害主流化に関する国際潮流の分析等に係る調査を開始し、障害主流化を促進するための具体的な制度改善の検討を行っている。

- なお、事業において障害主流化が図られた例としては、バングラデシュの都市高速鉄道(メトロ)等、資金協力事業において、バリアフリーの主流化や情報保障等が図られている事業がいくつかある。現在、前述の調査にて、障害主流化の好事例の分析を進めており、誰にどのようなアプローチをすることで、障害主流化が図られたかの理由を分析し、すべての事業において同じような行動を行うためには、どのような制度改善が必要かといった検討を始めている。
- 市民社会との連携強化については、「社会保障・障害と開発」分野のプラットフォーム構築を目指している。障害当事者団体、社会保障・障害と開発に係る関係機関、関係者と意見交換をする場を設け、来年度以降、本格化させる計画。
- 障害者権利条約の日本政府との建設的対話及び総括所見については、特にインクルーシブ教育と精神障害者の隔離政策に関して多くの指摘がなされていることを認識。それらを踏まえて国際協力においてどのような対処が必要か、我々も非常に重要なポイントと理解している。DPIの方を講師に障害者権利条約に係る勉強会も開催しているが、他のNGOの皆様も含めて多くの関係者とさらに議論を重ね、国際協力事業にどのように適用すべきか、今後、NGOからの助言も得ながら考えていきたい。

NGO:

- プラットフォーム構築の中で、障害当事者団体を含む市民社会との意見交換が重要になってくるので、よろしくお願いしたい。
- 障害主流化に関する取り組みについては、制度に関わる担当者は良く理解しているが、担当者以外はよく知らない、といった温度差が JICA 内で起きないようにしてほしい。
- 意欲的に様々取り組まれており安心したが、勉強会や研修など、ポータルサイトや自発的なものだけではなくて、全員が参加できるような形が望ましい。

NGO:

● 外務省等の事業でも草の根技術協力事業のような合理的配慮の予算が使用 できるのか。

JICA:

● JICA 以外の事業については情報が無い。

NGO:

● 障害者に対する合理的配慮は、現在実施中の案件や、今後始まる案件に適用 されるのか。

JICA:

- JICA 全体の合理的配慮のガイドラインに基づいて実施している。今回の草の根技術協力事業の募集要項にも「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、合理的配慮を要する業務従事者が業務を実施するために必要な場合は別に見積もりを出してください」と記載しており、経理ガイドラインにも同様の記載を行っている。
- 技術協力事業や NGO 等活動支援事業でも、実際に障害のある方の事業参加 に係る合理的配慮の事例がある。また、現在募集している JICA 基金活用事 業でも合理的配慮に対応している。
- 4. 【報告】「JICA 世界保健医療イニシアティブ」の実績共有および政府の新グローバルヘルス戦略に沿った事業展開

(議題提案: JICA 人間開発部 新型コロナウイルス感染症対策協力推進室)

- 2022 年 5 月に日本政府が新しくグローバルヘルス戦略(GH 戦略)を決定。 日本として、グローバルヘルスに大きく貢献していくことが表明された。戦略の検討過程(協議会)で、NGO や市民社会の方との対話が必ずしも充分ではないという指摘があった。この機会に JICA の取り組み(新しい GH 戦略に沿った事業展開等)を紹介し、パートナーシップについて一緒に考える機会としたい。
- 新型コロナウイルス対策と関連した主要先進国による開発援助についての 統計が DAC でまとめられており、2020 年、21 年の 2 年間を見ると、日本 の支援はドイツに次いで第 2 位の規模。新型コロナウイルスのパンデミック 対応において、実は日本は非常に大きく世界の連帯に貢献している。
- 科学の勝利という過去の前例のないスピードでワクチンが開発された一方、 平等に行き渡らなかった課題もある。この格差について、このままではいけ ないという機運が国際的に高まってきており、市民社会も声をあげている
- JICA は、WHO が新型コロナウイルス感染症に対して「国際的に 懸念される公衆衛生上の緊急事態」 を宣言する前から、実施中の技術協力プロジェクトを通じて対応した。また円借款を使って保健分野の対応のみならず、各国の財政危機にも応えるよう支援するなど、大規模かつ迅速に行うことが

できた。

- 「JICA 世界保健医療イニシアティブ」は 2020 年 7 月から、診断・治療体制の強化(事例:モンゴル日本病院)、研究・警戒体制の強化(事例:ガーナの野口研)、予防の強化(事例:ワクチン接種体制強化)という三本柱で協力を実践してきた。
- 課題と教訓に関しては、国境封鎖に伴う国際移動の制限、日本人関係者の安全確保を優先すること、日本国内世論への配慮など非常に大きな学びとなった。
- GH 戦略の協議会は官・民・市民社会から成り立っており、GH 戦略では二つの大きな政策目標が掲げられた。まず一つ目にグローバルヘルス・アーキテクチャーである。いかに公衆衛生危機を予防し、備え、対応するのか、そのための国際社会による協力体制を確立する動きである。もう一つは、これまでも日本が強く推奨してきたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(Universal Health Coverage: UHC)である。必要なサービスを負担可能な費用で誰もが受けられる状態を作っていくものである。GH 戦略と調和しながら、JICAが設けたグローバル・アジェンダに沿った事業展開も考えている。
- 具体例として、世界の感染症研究拠点の強化とその情報共有に向けてのネットワークの拡大について、アフリカであればアフリカ CDC とも連携して感染症サーベイランスの強化に取り組んでいくことを、アジアでは ASEAN 感染症対策センターと周辺国の研究所を結び付けていくような動きを考えている。
- さらに、国際共同臨床研究ネットワークの強化に向けた調査事業や、スタンドバイ型借款による機動的な資金供給メカニズムの導入も進めている。事前に借款契約を結んでおいて、災害が発生したときには、迅速にその資金供給ができる、という既存の仕組みを健康危機にも応用するもの。そのように、グGH戦略に沿って新しい事業展開をJICAでも進めようとしており、NGOの方と一緒に取り組んでいくことができれば幸いである。保健システムの強靭性を高めるためのコミュニティレベルでの取り組みに加え、医薬品のアクセス向上のための政策アドボカシーなど、個別事業に限定されない協力の有り方があると考えている。実際、TICADでJICAが企画したアフリカでのワクチン製造促進を目指したサイドイベントには、国境なき医師団(MSF)の方の登壇もあった。

NGO:

● UHC には、医療費が支払い不能になって、貧困の悪循環に陥ってしまうことを予防する役目もあると理解する。世界の保健医療格差を考える上で、如

何に実践していくかは非常に重要な課題である。保健システムの強化と、その保健システムの下、途上国の困難な状況にある脆弱な人々が支払い不能の状況からどう抜け出せるか、という点が大事。フィリピンやタイの中進国で、保険制度ができていなかった時代から、NGO はコミュニティベースで保険制度を作ってきた。日本の保険制度やNGOの経験、知見を活用したフィリピンやタイの経験を後発開発途上国へ広げるなど南南協力などがUHCを展開する上で非常に重要になるのではないか。

JICA:

- 中進国の経験は非常に有効で、既にタイとはタイの経験を周辺国に広めるようなことに取り組んでいる。他の国でも推進していけたら良い。日本においても、各地域で自主的に作った保険組合が現行制度のベースになっており、そのような知見を世界に紹介していければ良い。
- 5. 【協議】外国人材受入れ・多文化共生社会構築に資する取り組みに関する JICA と NGO の協議の場の設置

(議題提案: NPO 法人 エフエムわいわい 日比野理事、公益財団法人 PHD 協会 坂西事務局長、NPO 法人 シャプラニール=市民による海外協力の会 小松事務局長)

NGO:

- 近年外国人労働者が増え、昨年 10 月の統計で 172 万人となっている。10 年前は 60 万人強だったので、飛躍的に増えている。昨年 9 月の NGO-JICA 協議会で報告があった JICA 緒方貞子平和開発研究所の調査・研究では、2030年に 356 万人ぐらいまで増えるのではと言われている。そうした中で、2020年度に「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」が決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に、JICA の役割が明記され、さらに、2021年度からの同総合的対応策には地方公共団体や NPO 等と JICAが一緒に外国人労働者の支援・多文化共生社会の推進を担っていくことが明記されている。
- それまで日本社会において、外国人や外国人労働者への支援は、地方自治体や NGO、NPO が中心的に担ってきた。こうした政府の方針にも関わらず、 JICA と NGO が対等な関係で協議する場は、残念ながら一部の国内機関を 除いては無いのが現状である。
- これまでの NJ 協議会では JICA の「外国人材の受入れ・多文化共生社会構築に資する取り組み」について報告があった。さらに JICA 外国人材受入支援室の担当職員が外国人支援に取り組んでいる NGO や NPO、多文化共生

の活動を始めた団体に聞き取りや説明等を行っている。一部の国内機関では NGO と JICA が共同で多文化共生事業を行っていたり、草の根技術協力事業や JICA 基金活用事業も国内の外国人労働者の支援の要素を盛り込むことが可能になっていたりする。さらに、中南米に住む日系人が、日本の日系人集住都市に来てサポートをする事業(日系サポーター)も 2020 年度から行なわれている。

● JICA 担当者との非公式な対話の中では、「独立行政法人国際協力機構法をなんとか拡大解釈しつつも、多文化共生事業を推進することに迷いや問題がある。」という声を割と多く聞いている。そうした状況で、JICA が本業として取り組んでいる多文化共生会・外国人労働者の支援事業を今後そのどのように進めていくのか、今の機構法のまま、あるいは改定した方が良いのかという議論も含め、対等な関係の中で議論する場を設けてほしく、今回の議題を提案した。

JICA:

- 色々な形で現場にて共創している事例はある。紹介のあったものにさらに付け加えるとすれば、JICA が事務局を務めている「責任ある外国人労働者受け入れプラットフォーム」、いわゆる JP-MIRAI においても、600 ぐらいの会員のうち、約60近くがNGOやNPOの方々となっており、その中には本日出席の方も含まれている。
- JP-MIRAI 事業の一環として色々なイベントを行う過程においても、事前・ 事後の広報や当日の運営実施において、NGO の力を借りており、一緒に協 力しながら進めている状況。
- 他方で、指摘のとおり、今は政策レベルの議論をできる場が無い。その有用性は認識するところであり、頻度や形は、個別に提案者と協議し、実施の方向で検討したい。

NGO:

- 前向きな回答に感謝。冒頭、井倉理事も未来志向の議論と言っており、NGOと JICA が外国人材受入・多文化共生社会において果たせる役割は大きいと思うので、ぜひ対話を進めていければと思う。
- 6. 【報告】NGO 等提案型プログラムの見直し

(議題提案: JICA 国内事業部 市民参加推進課)

- NGO 等提案型プログラムは 2016 年度から開始し、2020 年度まで実施。 2021、22 年度は公募を見直している状況。11 月から 12 月に NGO の協力 を得てレビューを実施。終了案件 23 件のうち、アンケート 15 件、ヒアリン グ 8 件に協力があった。
- NGO 自らが企画し、NGO 向け能力強化の実施に意義があるという点を評価。一方で、プログラムを実施できる NGO 等は限定的であり、特に地域限定プログラムの参加者数は伸び悩みの傾向が見受けられた。参加者確保はプログラムによって様々な工夫がなされており、オンライン研修が主流化する中、参加者の属性が広がる等の効果発現もみられた。また、実施団体は参加者(団体)のニーズや研修等の習得状況を適切に把握していることを確認した。
- レビュー結果を踏まえ、NGO 等の発意を通じた提案型プログラム実施の意義はあると判断し、公募型の提案事業は継続していく予定。NGO 等提案型プログラムは「組織基盤強化に資するプログラム」、「国際協力事業を実施するための能力強化に資するプログラム」を国内で実施する事業として位置づける。選定クライテリア等も明確にしていく。
- 「地域と全国に分ける必要はないのでは」という意見を多く聞き、プログラムは地域・全国と分けずに一本化で実施していきたい。
- 前回の NJ 協議会でも共有した経費設定の根拠として、業務従事者の国内宿 泊費や日当は同じような提案型である草の根技術協力事業と同等の単価と する。
- 基本は NGO 等提案型プログラムに公募してもらいたいが、NGO と JICA が 双方協議、合意の上で NGO 等活動支援事業を実施することは可能。
- 募集要項は来年度第1、2四半期辺りに公開したい。
- 一部の団体から 100 万円以下のプログラムで国内機関に相談があったが、 十分な対応できず、誤解を与えてしまったことを深くお詫びする。予算等の 理由から、100 万円の規模であっても必ずしも実施できるわけではない点を 改めて共有する。制度の過渡期であったため、国内機関で対応が異なってし まった面もある。理解をお願いしたい。

NGO:

● 選定のクライテリアは如何。現行の NGO 等提案型プログラムで PHD 協会 やえひめグローバルネットワークは国内の多文化共生事業を実施している。 「国際協力事業を実施するための能力強化に資するプログラム」と明記されているが、多文化共生は含まれるのか。

● 多文化共生も、国内の国際協力事業ということで含まれる。

NGO:

● 具体的なスケジュールも提示され、昨年度よりも見直しが進んでいる印象。できる限り早く開始してほしい。国内機関における 100 万円以下の NGO 等活動支援事業について、国内機関の予算次第なのか。本部の予算で柔軟に対応できないのか。

JICA:

● 予算が非常に厳しい中ではあるが、要望としては理解した。

NGO:

● 以前は全国プログラムが 1,500 万円、地方プログラムが 1,000 万円規模だったが、新しいプログラムの予算規模は如何。

JICA:

● 全国と同じく、1件当たり1,500万円以下とする予定。

NGO:

■ スケジュールを見ると、来年度採択で事業開始は再来年度となっている。この予定は早められないのか。

JICA:

● 鋭意努力はする。プログラムの内容が固まっていれば、採択後に早く開始することは可能。

JICA:

● スケジュールについて、7月の募集要項公開の前倒しは難しいが、応募締め切り前倒しできれば結果通知を早めることが可能と考える。その分NGOの準備期間が短くなるが、どちらを優先させたいか。

NGO:

- 1年間公募が無かったので、待っていた状態。7月に応募が始まる時点で、 NGOは既に準備できている状況。準備期間が短くなっても問題ない。
- JICA:その方向で進めるべく、鋭意努力する。

NGO:

● 開発教育の分野は含まれるのか。

JICA:

■ 開発教育の実施そのものは対象外となるが、国際協力事業の位置づけの中で

能力強化に資するのであれば対象となる。

NGO:

- 地域と全国の一本化ということで、今後どのようなプロセスになるのか。 JICA:
- まずは国内機関で相談を受け、その後本部で審査を実施する。

NGO:

● 人件費の単価について検討してほしい。コーディネーター会議では、市民参加事業に関連する独立行政法人国際協力機構法で奉仕という記載が入っているため難しいという説明があったが、NGOもボランティアとして活動する時代ではないので、適正な単価であるのか JICA 内で議論してほしい。

JICA:

- 奉仕活動だからという説明は不正確であった。奉仕活動が意味するところは、 自己の利益に関わりなく、利潤を追求しないということで、報酬体系の全体 を見た時に、利潤相当分をどう考えるかと関係してくる。必ずしも奉仕活動 だから人件費単価が低いというロジックにはならない。
- 一方で、単価の基本的な考え方として、業務を担う方々の市場価格、実際の人件費がどうかということで判断されるのが一般的と理解。草の根技術協力事業の人件費の単価設定についても、過去、NGO業界の人件費の実態調査を行い、その水準を基にしていると理解。現在もそれが妥当かという検証が必要という指摘であれば、NGOの協力により必要な情報を得ながら議論していきたい。
- 全体としてこの分野の予算の制約がある中で、こうした単価の水準と案件数はトレードオフの関係にもあり、バランスを相談しながら最適な解を見つけていきたい。

NGO:

● 人件費の問題は深刻。国際協力、社会課題解決をやろうとしても賃金が安く、 30 歳を過ぎると他の業界や企業へ行ってしまう。国際協力業界に入っても らえるような賃金、労働環境は重要。JICA の協力があれば、NGO と JICA 間の雇用の移動も生まれる。JANIC も 2 年ほど前に報告書を出しているの で紹介したい。国際協力全体の問題として NGO も取り組んでいきたい。

NGO:

● レビューの結果については、数値と、「意味があった」という説明にとどまった。NGO は意義があると思っており、それを話したと思っている。若者

が集まらない、国際協力への関心が下がっている、という事情はあると思うが、NGO の組織強化や人と関わることがプログラムを通じてできていると思っているので、もっと評価して発信してほしい。プロセスにもっと NGO を参加させてほしい。

7. 【報告】これまでの NGO-JICA 協議会で取り上げた内容 (SDGs 基金、JICA 基金、円安対応) の進捗

(議題提案:NJ協議会 NGO 側コーディネーター 若林代表)

NGO:

● NJ 協議会ではその時々に応じたテーマで議論はするが、その場限りでその後どうなったかわからないことが多い。重要な問題については定期的にフォロー、モニタリングをして行く、あるいはこういう場で報告することが重要と考え、今回二つのテーマを提起する。一つは、2021 年度第 2 回協議会での JICA 基金(正式名称:世界の人びとのための JICA 基金活用事業)、併せて SDGs 基金がその後どのようになったのか関心がある。二つ目は、ODA (草の根技術協力事業等)における円安の影響について。現在若干落ち着いてはいるが今後も円安が続く可能性があり、一方で物価高でもあるので、その辺りについて伺いたい。

- JICA 基金については、JICA に寄せられた寄附金を活用した事業ということで、現在実施中は 22 案件、また 2023 年度事業の応募締め切りが 3 月 15 日となっている。JANIC、各地域ネットワークから応募勧奨に協力を得ており、今回多くの団体から応募があることを期待している。
- NGO から指摘があった多文化共生、国内の外国人材受入事業などへの運用拡大も図り、使い勝手の良い事業となるように制度を見直し、若い世代も活用できるように、様々な形で働きかけている。
- JICA 基金とは別に、企業や個人などから「特定の国や分野の JICA 事業で活用してもらうために寄附を行ないたい」という個別の相談があった場合は個別に対応している状況。
- 2021年度第2回NGO-JICA協議会で構想として共有したSDGs基金については、機構内での現在の検討状況としてはSDGs基金という制度にこだわらず、国際社会を取り巻く状況を踏まえ、寄附金事業全体をどうしていくかというところをNGOからも意見を得ながら更に検討したいと考えている。
- 円安対応については、前回の協議会の際に NGO 側に具体的な契約金額への

影響を示すデータを提出して欲しいと依頼したが、検証できる事例数が受託 団体から集まらず、具体的な影響は検証できなかった。コロナ禍で渡航がで きなかった分、現行の契約金額の中で上手に活用していると聞いている。今 後具体的な影響や、困り事があれば、国内機関等に意見を寄せてほしい。

NGO:

- お金を集めるということは簡単ではない。本当の意味でファンドレイジングをしようと思うなら専門の能力をかけて投資をしないと難しい。単なるお題目を掲げて「寄附してください」と言っても無理な話で、本気でやるかどうかの検討が必要。現状では新しい NGO が生まれず、若い人が NGO に携わっていくという環境が整ってない。そこに 100 万円で支援しますというだけでは、参加するには無理がある。SDGs 基金や JICA 基金の話だけでなく、新しい NGO が生まれるような環境作りを JICA と一緒にやることが喫緊の課題だと考えている。そのような観点から単なるお金集めではなく、トータルの環境作りというところで共に検討していきたい。
- 円安については NGO の活動に影響が出ていると思ったが、まずは事例を提供していきたい。

NGO:

- ODA は国民には見えにくいところがあるが、フェアトレードの場合は成果がよくわかるということで、10 年以上前にイギリスのフェアトレードフォートナイトを紹介した。当時イギリスでは開発庁、自治体、NGO またはショップや企業が一緒になり、イギリス全国で様々なイベントを行っていたので、同様のイベントを日本でもどうかと提案したが、その後進展はない。しかし現在フェアトレードタウン運動で世界 2,000、日本に 6 自治体がフェアトレード認定されている。
- 現在、30 を超える自治体がフェアトレードタウンになろうという運動を行っており、それをネットワークで繋ぎ、2ヶ月に1度オンライン勉強会を行っている。日本フェアトレードフォーラムでは3年に1度フェアトレード認知度の調査をしており、直近の調査(2020年)では、フェアトレードの認知度が38.8%、「フェアトレード」を聞いたことがあるという程度では53.2%であった。名古屋、札幌などは個別に開催しているが、全国規模で大きなフェアトレードイベントをJICAと協働できないか、提案したい。

NGO:

● 事前の議題の設定にはなかったが、振り返りという観点で発言があった。私 も先日までそのフェアトレードタウンの認定委員をしていたため、日本国内 でフェアトレードが広まりつつある中、NGO-JICA協働で普及推進の取組には意味があると考える。

JICA:

- JICA 内で対応の可否を確認する。
- 8. 【報告】G7 及び C7 広島サミットに関して NGO 及び JICA から取り組みを 紹介

(議題提案:NJ協議会 NGO 側コーディネーター 若林代表)

NGO:

- 5月19日から21日にかけて広島でG7サミットが開催される。G7に先立って、市民社会では4月13、14日にC7,16日、17日は広島で市民社会サミットが開催される。市民社会として、公式なエンゲージメントグループC7があり、その中で6つのワーキンググループ(核兵器廃絶WGや人道支援と紛争WGなど)を作っている。
- C7 の運営委員会は、代表が世界各地から 18 人選ばれており、様々な方針を 決めている。G7 以外の国々の市民社会も入っていただき、世界の課題につ いて議論をするというのが重要となる。
- 今年もG7のリーダーである岸田首相に政策提言書を手渡せる機会を持てるように外務省と調整をしている。

JICA:

● G7 に関連して閣僚級会合や、大臣会合など全部で 14 回程度行われる。その 関連で各省から意見や情報提供などの依頼に、JICA として対応している。

9. 閉会挨拶

NJ 協議会 NGO 側コーディネーター 中島副代表

- NGO-JICA 協議会の実施要項の目的を見ると、「対話を通じて JICA 事業の透明性・説明責任の向上を図っていく」と明記されている。つまり、アカウンタビリティを果たしていく責任を納税者や市民に対して持っているということである。NGO 側のコーディネーターが市民の代理としてその役割を担っていて本日の報告や協議において質問や問題提起をし、JICA もそれに対し真摯に応答することでこの目的を達したと考える。
- また、目的の二番目に「NGO、JICA における相互理解を深める」とあり、 本日の協議を通して、これも深められた。三番目の目的として「対等なパー トナーシップに基づく連携による国際協力活動を実践していくことにより

国際協力の質の向上を図る」とあるが、加えて、国際協力の裾野拡大も重要になると認識している。

以上

*本議事録は、NGO-JICA協議会コーディネーターの責任で、議論の概要をまとめて作成いたしました。